

■ 4条1項11号

不服 2020-6903

＜本願商標＞



第44類「人工知能を利用して行う患者の各種臨床データの分析（眼科医業に関するものを除く。）、感染症に関する患者の各種臨床データの分析・管理及び情報の提供（眼科医業に関するものを除く。）、インフルエンザに関する患者の各種臨床データの分析・管理及び情報の提供、口内又は耳内を撮影した動画像及び静止画像を利用した医療情報の提供（眼科医業に関するものを除く。）、聴診音を利用して行う医療機関及び医師に対する医療情報の提供（眼科医業に関するものを除く。）、人工知能による臨床データの解析結果を用いて行う医療機関及び医師に対する医療情報の提供（眼科医業に関するものを除く。）、医療機関及び医師に対する感染症に関する医療情報の提供（眼科医業に関するものを除く。）、医療機関及び医師に対するインフルエンザに関する医療情報の提供、口内又は耳内を撮影した撮影した動画像及び静止画像を利用した医療に関する助言（眼科医業に関するものを除く。）、聴診音を利用して行う医療機関及び医師に対する医療に関する助言（眼科医業に関するものを除く。）、人工知能による臨床データの解析結果を用いて行う医療機関及び医師に対する医療に関する助言（眼科医業に関するものを除く。）、医療機関及び医師に対する感染症の診断に関する助言（眼科医業に関するものを除く。）、医療機関及び医師に対するインフルエンザの診断に関する助言、医療用機械器具並びにその部品及び付属品の貸与」

※補正後の指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標：

第42類「眼科医業」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、・・・、左側に青色の六角形図形を配し、その右側に「A i l l i s」の欧文字を配した構成からなるところ、各構成部分は、外観上分離して構成されており、互いに観念上のつながりがあるとの事情も認められないから、「A i l l i s」の文字部分が独立して自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものといえる。

そして、「A i l l i s」の文字は、一般の辞書等に載録されている語ではないから、該文字部分から、「アイリス」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、デザイン化した「アイリス」の文字を横書きしてなるところ、その構成文字に相応して「アイリス」の称呼を生じ、該文字は、「アヤメ科アヤメ属の植物」(広辞苑 第七版)の意味を有する語であるから、植物の「アイリス」の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、全体の外観においては、その構成に明らかな差異を有するものであるから、明確に区別し得るものであり、本願商標の構成中、「A i l l i s」の文字と引用商標とを比較した場合であっても、文字種が異なることから、外観において、区別し得るものである。

また、本願商標の構成中「A i l l i s」の文字部分から生じる称呼と引用商標から生じる称呼は、いずれも「アイリス」であるから、両者の称呼は共通するものである。

さらに、観念においては、本願商標は、特定の観念を生じないのに対して、引用商標からは「アイリス」(植物の名称)の観念を生じるから、観念において相紛れるおそれはないものである。

以上よりすると、本願商標と引用商標とは、「アイリス」の称呼を共通する場合があるとしても、外観において、区別できるものであり、観念において相紛れるおそれはないものであるから、これらの外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標は、「A i l l i s」が要部になるところ、引用商標「アイリス」とは、「アイリス」の称呼を共通する場合があるとしても、外観において区別できるものであり、観念において相紛れるおそれはないものであるから、これらの外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である、と判断されました。

近年の審決では、アルファベットの商標が片仮名表記に相互変換される使用例も少なくない実情があることを理由として、このような態様で称呼が同一の商標同士の類否判断においては、両商標が類似とされるケースをわりとよく見かける印象があります。

しかし、本事件では、外観において区別できるものであり、観念において相紛れるおそれはないものであるから、総合的に観察すれば、両商標は非類似であると判断されました。

本事件に関しては、引用商標からは植物の「アイリス」の観念を生じるとされている点が、やはり類否判断に与える影響が大きかったのではないかと推測されるところです。

ただ、請求人が「アイリス株式会社」であることを考えますと、実際に請求人自身もアルファベットと片仮名の表記を相互変換して使用していると言えるわけですから、そのあたりの事情がもう少し考慮されても良かったようにも思います。

もっとも、本願商標の指定役務は、引用商標の指定役務である「眼科医業」に関するものをあえて除くとする限定がされていることから、実際に両商標が使われた場合であっても、その棲み分けは十分に可能ではないかとも思われます。

個人的に、本審決に関しては、商標自体は類似するとした上で、指定役務を丁寧に比較して、これらが非類似と言えるから両商標は非類似であると結論付けるやり方もあったのではないかと考えます。

(弁理士 永露 祥生)
< 2020年12月7日 >